

第2部

平成14年度に講じた及び平成15年度に講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

第1章

循環を基調とする経済社会システムの実現

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

第2節 環境関連産業の振興

第2章

自然と人間との共生の確保

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

第3章

快適な環境の保全と創造

第1節 自然環境と調和した生活空間の創造

第2節 人と自然とのふれあいの確保

第4章

すべての主体の参加による行動

第1節 自主的な活動の推進

第2節 環境教育、環境学習の推進

第5章

地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

第6章

共通的・基盤的施策の推進

鳥取県環境基本計画の施策体系

1 循環を基調とする経済社会システムの実現<持続的発展が可能な地域社会の実現>

- 1) 環境への負荷の少ない社会の構築
 - (1) 廃棄物減量化とリサイクル
 - (2) 大気環境の保全
 - (3) 水環境の保全
 - (4) 土壌・地盤環境の保全
 - (5) 環境汚染化学物質の適正管理
- 2) 環境関連産業の振興
 - (1) 環境関連技術の開発
 - (2) 環境関連産業の育成・振興

2 自然と人間との共生の確保<豊かで多様な自然環境の保全>

- 1) 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保
 - (1) 森林の環境保全機能の確保
 - (2) 農地の環境保全機能の確保
 - (3) 都市地域の自然環境の確保
 - (4) 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全
- 2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保
 - (1) 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全
 - (2) 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

3 快適な環境の保全と創造<恵み豊かで文化の香り高い地域の創造>

- 1) 自然環境と調和した生活空間の創造
 - (1) 親しみやすい水環境の保全と創造
 - (2) 豊かで多様な緑の保全と創造
 - (3) 良好な景観の保全と創造
 - (4) 歴史的・文化的環境の保存と整備
- 2) 人と自然とのふれあいの確保
 - (1) 人と自然とのふれあいの推進
 - (2) 都市と農山漁村の交流の推進
 - (3) 温泉の保護と活用

4 すべての主体の参加による行動<県民総参加による継続的取組>

- 1) 自主的な活動の推進
 - (1) 各主体の協力連携体制の整備
 - (2) 県民・事業者・行政の自主的取組の推進
 - (3) 行政の率先行動及びISO14001の推進
 - (4) 普及啓発・広報
- 2) 環境教育、環境学習の推進
 - (1) 環境教育・学習体制の整備
 - (2) 環境教育・学習活動の推進

5 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流<地域から地球環境保全の推進>

- (1) 地球温暖化防止対策の推進
- (2) オゾン層保護対策の推進
- (3) 酸性雨対策の推進
- (4) その他の地球環境問題への取組の推進
- (5) 環日本海諸国との連携強化と協力

6 共通的・基盤的施策の推進

- (1) 環境関連高等教育機関等の整備推進
- (2) 環境影響評価の推進
- (3) 環境情報の整備・提供
- (4) 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進
- (5) 環境に配慮した社会資本整備等の充実
- (6) 環境基本計画推進体制の整備充実

第2部 平成14年度に講じた及び平成15年度に講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムや生活様式（ライフスタイル）の定着に伴い、自然界の復元能力を超えて環境に大きな影響が及んでいる。本県でも、日常生活に起因する都市河川の汚濁や復元能力の脆弱な湖沼の富栄養化、産業活動に起因する産業廃棄物の増大による処理施設のひっ迫といった問題が生じている。このため、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできるだけ低減することを目指し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処理やエネルギー・資源の適正利用を進める必要がある。

第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

【1 廃棄物減量化とリサイクル】

(1) 廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化の推進

○みんなで取組む「4つのR」推進事業

県民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄に慣れた生活様式を環境に配慮した生活様式に転換し、日ごろの生活の中でごみの減量化・リサイクルに取り組める環境づくりを行う。

ア 推進体制の整備

(ア) リサイクル関連情報の提供

【平成14年度】

ホームページを活用し、イベント情報、再生品情報、フリーマーケット情報、エコショップ情報等リサイクル関連情報の提供を行った。

【平成15年度】継続実施

(イ) リサイクル推進員の活動推進

日常の中で取り組めるごみの減量化・リサイクル推進のための知恵等を婦人会、町内会等に指導・普及させるなど地元のリーダーとして活躍する推進員（全市町村で80名）の研修を実施した。

【平成14年度】

日時：平成14年11月25日、平成15年3月6日

内容：リサイクル推進員の活動発表、

処理施設の状況、施設見学、意見交換会

【平成15年度】継続実施

(ウ) 容器包装リサイクル法等の推進

【平成14年度】容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法が円滑に施行されるよう情報公開、普及啓発を行った。

【平成15年度】継続実施

イ ごみの減量化・リサイクルの実践の推進

(ア) エコショップの普及促進

【平成14年度】

- ・エコショップの認定

新規認定店舗数：40店舗

（平成14年度末：230店舗）

- ・新聞折込チラシによるエコショップ普及啓発広告の実施

実施者数：4社（丸合、JA鳥取西部、サマート、東宝）

広告料：1社につき150千円を経費の一部として助成

【平成15年度】継続実施

(イ) リサイクルマーケットの開催支援

住民団体等が行うリサイクルマーケットの開催に対し経費の一部を助成した。

補助率：2分の1、限度額：300千円

【平成14年度】

助成実施団体数：12団体

【平成15年度】継続実施

(ウ) マイ・バッグ・キャンペーン事業の実施

エコショップにおいて一定回数以上レジ袋を辞退した場合、特典として抽選で記念品を進呈する事業を実施した。

【平成14年度】

事業協力店：62店舗

実施期間：平成14年10月1日～

12月31日

参加者：5,465名（延べ）

【平成15年度】廃止

ウ 県民の意識啓発

(ア) リサイクルフェアの開催

企業等の出展によるリサイクル技術の

紹介、日用雑貨等の再生見本市、住民参加のリサイクルマーケット、修理コーナーなどリサイクルをテーマとしたイベントを実施した。

【平成14年度】

- ・日時：平成14年10月5～6日
- ・場所：倉吉パークスクエア
- ・入場者数：約15,000人

【平成15年度】

- ・日時：11月2～3日
- ・場所：米子コンベンションセンター

(イ) ごみと遊ぼうイン夏休みの開催

小学校5、6年生を対象に、ごみを出さない生活様式の実践、日常生活の中で行うごみの適正な扱い方（分別排出等）の実践など、ごみについて考え、体験する学習塾を開催した。

【平成14年度】

- ・日時：平成14年8月24～25日
- ・場所：鳥取環境大学、鳥取砂丘等
- ・参加者数：41名
- ・委託先：NPO法人岩美自然学校

【平成15年度】

- ・日時：8月下旬
- ・場所：西部地区

(循環型社会推進課)

○容器包装リサイクル法施行への対応

【平成14年度】平成9年度(平成12年度から完全施行)からの施行を受けて、市町村とともに、県民への法律の普及啓発を行った。

【平成15年度】継続実施

(循環型社会推進課)

○家電リサイクル法施行への対応

【平成14年度】平成13年度からの施行を受けて、市町村とともに、県民への法律の趣旨及び廃家電4品目の適正処理の方法等の普及啓発を行った。

【平成15年度】継続実施

(循環型社会推進課)

○グリーン購入の推進

- ・平成14年度

グリーン購入に関する地域の情報提供を推進するため、関係者によるネットワークを設立し、ホームページの作成等を行った。

- ・平成15年度

ネットワークの活性化及び提供情報の充実を図る。

(環境管理推進課)

○鳥取県グリーン商品認定制度の推進

- ・平成14年度

廃棄物や間伐材等を利用して、県内の事業所で製造加工されたグリーン商品について、基準に適合する商品を認定する制度を創設した。

- ・平成15年度

マークを一般公募する等により制度の普及を図るとともに、商品の認定及び認定商品の購入の推進を図る。(環境管理推進課)

表2-1 容器包装リサイクル法に基づく品目

分別収集対象品目	特定分別基準適合物						法第2条第6項指定物			
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製	ペットボトル	その他プラスチック	鋼製容器包装	アルミ製容器	飲料紙パック	段ボール製
計画策定市町村・一部事務組合等										
境港市	H9	H9	H9		H13	H15	H9	H9		H9
鳥取県東部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H14	H15	H9	H9		
鳥取中部ふるさと広域連合	H9	H9	H15	H19	H12	H12	H9	H9	H12	H12
鳥取県西部広域行政管理組合	H9	H9	H9		H9	H12	H9	H9	H9	H12

(注) 1 表の数値は、開始時期年度を表す。
 2 特定分別基準適合物：事業者の再商品化の義務の対象となる品目
 3 法第2条第6項指定物：市町村が収集した段階で有価物となり、自律的に流通するものとして指定された品目

出典：第2期鳥取県分別収集促進計画（平成11年7月）

※ペットボトルのみ改正（平成12年10月）

○ゼロエミッション調査事業

平成14年度：工業団地に新たな推進組織を立ち上げるための側面支援（指導・助言等）を

行った。

平成15年度：継続実施

(産業開発課)

表2-2 工業団地等の取組状況

地区	東部地区	中部地区	西部地区
工業団地等	(協)鳥取鉄工センター	西倉吉工業団地	(協)米子鉄工センター
企業数	14社	22社	15社
取組状況	推進組織を立ち上げ対象物を紙に決定	推進組織を立ち上げ検討	勉強会の設置を検討

○食品リサイクルモデル整備事業

平成14年度：食品産業等から排出される食品廃棄物等を効率的に処理し、高度利用を図るため、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者が行うリサイクル施設（堆肥化施設）の整備に対し助成をした。

平成15年度：廃止 (農政課)

○農業用廃棄物適正処理推進事業

平成14年度：資源の有効利用の観点から、農業用廃プラスチックの再利用を行うため、普及啓発用パンフレットの作成、回収、適正処理推進方策等について協議会を開催した。また、4農協が主体となって回収・適正処理に取り組んでおり、県内中部地域では再生処理導入が開始された。

平成15年度：継続実施 (農政課)

○環境にやさしい農業総合推進事業

平成14年度：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の適正及び利用に関する法律」の施行に伴い、地域資源である家畜排泄物の堆肥化による土づくりの推進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携を基本に、処理施設整備や流通・利用対策等を総合的に実施した。

平成15年度：継続実施

ア 推進指導対策

堆肥の生産・利用の総合的な推進を図るため、農業改良普及所を中心に堆肥の品質に合った技術指導や啓発を行った。

イ 堆肥等利用促進対策

地域毎の堆肥利用設備システムの整備
 ・平成14年度事業実施地区：3地区（3農協管内）

ウ 鳥取県堆肥等処理施設緊急整備事業

家畜排せつ物の処理施設の整備
 【平成14年度】：28件
 【平成15年度】：継続実施 (農政課)

○湖山池周辺施肥削減対策

平成14年度：湖山池付近の集落で、水田の施肥削減技術を広域的に実証した。

また、湖山川流域の河川、排水路の汚濁物

質流出量を調査した。

平成15年度：継続実施 (農政課)

○資源循環モデルシステム構築支援事業（新規）

平成15年度：地域で排出された廃棄物は、出来る限り地域で再生処理していくことを目標に、地域住民の意識改革向上を図るため、資源循環システムを構築していく地域、団体等を支援する。(農政課)

○資源循環型畜産確立推進指導事業

平成14年度：「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準に即した家畜排せつ物の適正管理について畜産農家の巡回指導等を行うとともに、県内28地点で水質・臭気検査を実施し、検査結果に基づく指導を行った。

平成15年3月には堆肥生産技術の向上、耕種農家との交流を目的にした堆肥共励会を東伯町で開催した。

平成15年度：継続実施 (畜産課)

○廃棄物焼却灰溶融スラグの活用方法の検討

【平成14年度】今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によってできたスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため、溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行った。

【平成15年度】引き続き活用方策について検討を行うとともに、モデル事業の追跡調査を実施する。(循環型社会推進課)

○廃棄物処理計画について

【平成14年度】平成12年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を受け、平成13年7月、従来の産業廃棄物処理計画から、一般廃棄物も含めた鳥取県廃棄物処理計画を策定した。本計画に基づき、適正処理の確保を前提に、廃棄物の減量化、資源化に重点を置いた各種施策の推進に努めた。

【平成15年度】継続実施

(循環型社会推進課)

○緑のリサイクル推進事業（新規）

平成15年度：循環型社会推進のため、東郷湖羽合臨海公園の植栽管理で発生する大量の剪定枝、刈草、落ち葉等を再利用し、緑のリサイクルを実施するとともに、堆肥化するための調査検討を行う。（都市計画課）

○循環型公園調査検討事業

循環型社会推進のPRと維持管理費の低減を図るため、循環型公園に改良するための調査検討を実施した。
平成15年度：継続実施（都市計画課）

○産業廃棄物処分場税の創設

平成14年度：最終処分場が逼迫する中、産

業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進が求められており、排出者責任の観点から事業者負担を求める産業廃棄物処分場税の創設について6月県議会で可決され、9月に総務大臣の同意を得た。

平成15年度：平成15年4月から産業廃棄物処分場税を導入した。（税務課）

(2) 廃棄物適正処理の推進

○廃棄物関係施設の監視・指導

【平成14年度】廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査を行った。

【平成15年度】継続実施（循環型社会推進課）

表2-3 一般廃棄物関係監視・指導状況（平成14年度）

立入場所 検査件数	一般廃棄物					下水道	合計	
	し尿処理施設	浄化槽	ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	その他			
立入検査件数	43	372	61	17	81	574	50	624
理化学検査件数	34	170	30	0	44	278	13	291

○産業廃棄物処理指導事業

【平成14年度】排出事業者、処理業者に対し、減量化・適正処理について指導を行うとともに、規制対象施設（最終処分場、焼却施設等）に対する排水や排ガス等の行政検査、規制対象外の既設ミニ処分場の指導、浸出水の調査を実施した。また、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき廃棄物処理施設の設置、廃棄物処理業の許可等について指導を行った。

【平成15年度】継続実施（循環型社会推進課）

等の無利子融資によるセンター支援を引き続き行った。

【平成15年度】継続実施（循環型社会推進課）

○ミニ処分場実態調査事業（新規）

【平成15年度】従来、その実態が把握されていなかった許可対象外の最終処分場について、実態調査を行い、併せて産業廃棄物の適正処理の推進を図る。（循環型社会推進課）

表2-4 産業廃棄物関係監視・指導状況（平成14年度）

立入場所	立入検査件数	理化学検査件数
排出事業所	528	14
産業廃棄物処理業者	251	0
中間処理施設	187	23
最終処分場	274	276
その他	199	1
合計	1,439	314

○公共関与による産業廃棄物処理の推進

【平成14年度】公共関与事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員派遣並びに、センター運営費

(3) 散乱ごみ・投棄ごみ対策の推進

- ・環境美化促進指定地区新規指定：
鳥取市湖山池青島周辺地区
(39市町村58地区)

○環境美化対策推進事業

【平成14年度】環境美化指導員の設置や、市町村が設置する啓発看板の整備に助成を行った。

- ・環境美化指導員数：58名
【平成15年度】継続実施
(循環型社会推進課)

表2-5 環境美化促進地区一覧

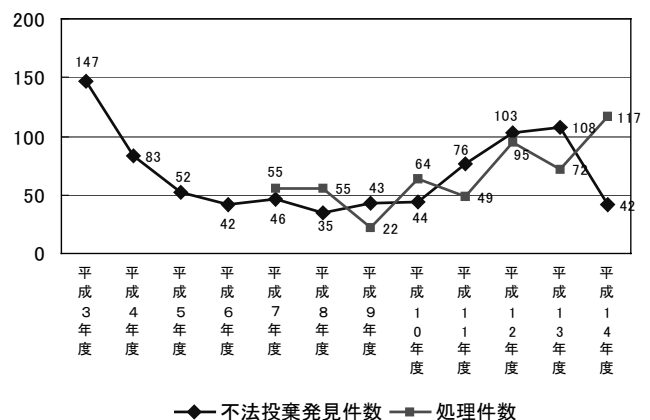
(58地区)		(平成15年3月現在)	
市町村	指定地区名	市町村	指定地区名
鳥取市	鳥取市樗谿公園地区	智頭町	智頭町苜津地区
	鳥取市鳥取砂丘地区	気高町	気高町浜村ふれあいの道地区
	鳥取市久松公園地区	鹿野町	鹿野町健康と福祉の里地区
	鳥取市白兔海岸地区	青谷町	青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区
	鳥取市湖山池青島周辺地区	羽合町	羽合町はわい温泉地区
倉吉市	倉吉市伝統的建造物群・ポケットパーク周辺地区	泊村	泊村グランドゴルフの里公園潮風の丘とまり地区
米子市	米子市米子水鳥公園地区	東郷町	東郷町不動滝地区
	米子市皆生海岸地区		東郷町羽衣石城山公園地区
境港市	境港市水木しげるロード地区	三朝町	三朝町三徳山周辺地区
国府町	国府町万葉の里地区		三朝町小鹿溪周辺地区
			三朝町三朝温泉地区
岩美町	岩美町鴨が磯・城原地区	関金町	関金町せきがね 遊 YOU村地区
	岩美町浦富地区	北条町	北条町北条海浜広場地区
	岩美町岩井温泉地区	大栄町	大栄町お台場公園地区
	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	東伯町	東伯町逢束港地区
	岩美町大谷海岸地区	赤碕町	赤碕町ふるさと海岸地区
福部村	福部村砂丘地区		赤碕町船上山地区
	福部村岩戸地区	西伯町	西伯町緑水湖地区
	福部村鳥取砂丘オアシス広場地区	会見町	会見町鶴田(フラワーパーク周辺)地区
郡家町	郡家町郡家駅前周辺地区	岸本町	岸本町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区
船岡町	船岡町竹林公園地区	日吉津村	日吉津村日野川・日吉津海岸地区
河原町	河原町桜づつみ河川公園地区	淀江町	淀江町今津・淀江海岸地区
	河原町河原中央公園地区	大山町	大山町仁王堂公園地区
八東町	八東町ふるりの森地区	名和町	名和町地域休養施設「夕陽の丘 神田」地区
若桜町	若桜町若桜駅前周辺地区	中山町	中山町萩原地区
用瀬町	用瀬町道屋住佐治線地区	日南町	日南町石霞溪地区
	用瀬町赤波川溪谷おう穴群地区	日野町	日野町滝山公園地区
佐治村	佐治村辰巳峠地区	江府町	大山環状道路地区
	佐治村さじアストロパーク地区	溝口町	溝口町榎水高原地区
	佐治村村道佐治用瀬線地区		

○廃棄物不法投棄対策強化事業

【平成14年度】産業廃棄物の不法投棄の監視を行う「産業廃棄物不法投棄監視員」を各市町村ごとに配置(44名)し、監視活動を強化するとともに、民有地に投棄された投棄者不明の廃棄物を市町村が処理する費用の一部及び海岸に漂着した廃棄物を市町村が計画的に処理する費用の一部を助成した。また、平成12年度から、鳥取、倉吉、米子保健所に警察官OBを「廃棄物適正処理推進指導員」として配置し、警察との連携強化を図りながら、不法投棄パトロールを行った。さらに、平成14年度から県下の不法投棄地域に監視カメラを設置して、不法投棄の監視・取締りの強化を図った。

【平成15年度】継続実施
(循環型社会推進課)

産業廃棄物不法投棄発見件数及び処理件数の推移



○廃自動車等の適正な保管の推進

【平成14年度】用途を廃止した自動車及び使用済みタイヤ(以下、「廃自動車等」とい

う。)が屋外において乱雑に集積されていることにより、生活環境の保全上支障が生じていた。

本県では、このような事情を踏まえ、「鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例」(平成13年10月施行)を制定し、廃自動車等の保管について規制している。

- ・特定保管届出件数(平成14年度末日現在)

廃自動車:13事業者

廃タイヤ:14事業者

【平成15年度】継続実施

(循環型社会推進課)

【2 大気環境の保全】

(1) 大気汚染の防止

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に係る事業等を適切に施行した。

○工場・事業場におけるばい煙対策等

平成14年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1045施設、粉じん発生特定施設130施設で、鳥取県公害防止条例に基づく届出施設は、粉じん関係特定施設78施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ271施設に立入し、排出ガスの調査等を行った結果、排出基準に違反していた施設はなかった。

平成15年度:継続

(環境政策課)

表2-6 大気関係施設監視指導件数(平成14年度)

ばい煙発生施設		粉じん発生施設		改善指導件数	改善命令件数
立入事業場数	立入施設数	立入事業場数	立入施設数		
132	271	8	4	0	0

表2-7 煙道中排出ガス測定(行政検査)状況(平成14年度)

施設の種類	いおう酸化物		ばいじん		塩化水素		窒素酸化物		合計	
	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数	測定件数	違反件数
1 ボイラー	2	0	2	0	0	0	2	0	6(2)	0
2 焼成炉	1	0	1	0	0	0	1	0	3(1)	0
13 廃棄物焼却炉	11	0	11	0	10	0	10	0	42(11)	0
計	14	0	14	0	10	0	13	0	51(14)	0

(注) () …工場・事業場数

○大気汚染状況の監視測定

大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施した。

ア 一般環境大気常時監視

- ・測定局:鳥取市(鳥取保健所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)

- ・測定物質:二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

平成15年度:継続

イ 自動車排出ガス濃度測定

- ・測定局:鳥取市(栄町交差点、丸山交差点)、米子市(米子市公会堂前)

- ・測定物質:栄町局は一酸化炭素、窒素酸化物の連続測定。

その他2地点は一酸化炭素の月1回の測定。

平成15年度:米子市内に自動車排ガス測定局(一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の連続測定)を設置するとともに栄町局に浮

遊粒子状物質計を設置し測定体制を強化し、継続して測定する。(環境政策課)

○有害大気汚染物質モニタリング調査

大気汚染防止法の規定に基づき、優先取組物質(有害大気汚染物質のうち、健康リスクがある程度高く対策の優先度の高いもの)について、平成10年3月から、順次モニタリングを行っており、平成14年度には、優先取組物質22物質のうち、19物質について調査した結果、環境基準を超える値や、全国的に見て特に高い数値は観測されなかった。

- ・一般環境測定地点:鳥取市(鳥取保健所)、倉吉市(倉吉保健所)、米子市(米子保健所)

- ・沿道測定地点:鳥取市(栄町交差点)

- ・測定物質:優先取組物質のうち、ダイオキシン類以外の19物質(ダイオキシンは別途測定)

- ・調査頻度:毎月1回

表2-8 調査項目

1	アクリロニトリル	8	水銀及びその化合物	15	ベンゼン
2	アセトアルデヒド	9	テトラクロロエチレン	16	ベンゾ[a]ピレン
3	塩化ビニルモノマー	10	トリクロロエチレン	17	ホルムアルデヒド
4	クロロホルム	11	ニッケル化合物	18	マンガン及びその化合物
5	酸化エチレン	12	ヒ素及びその化合物	19	六価クロム
6	1,2-ジクロロエタン	13	1,3-ブタジエン		
7	ジクロロメタン	14	ベリリウム及びその化合物		

※ダイオキシン類を除く

平成15年度：継続 (環境政策課)

○市街地での窒素酸化物汚染実態調査

窒素酸化物の汚染実態把握調査として、鳥取市（10地点）、倉吉市（10地点）、米子市（10地点）において簡易サンプラーによる定点調査を実施した。

平成15年度：一部地点を変更し継続 (環境政策課)

○降下ばいじん等調査

市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施した。

- ・調査地点：鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村
- ・調査頻度：毎月調査

平成15年度：継続 (環境政策課)

○スパイクタイヤ粉じん対策の推進

「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき4市23町3村をスパイクタイヤ使用禁止地域として指定している。

平成15年度：継続 (環境政策課)

(2) 騒音の規制

騒音規制法に基づく規則地域の見直しを行うとともに、騒音測定調査を行った。また、騒音に係る各種指導等を行った。

○騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法における規制地域の見直しを行った。騒音規制法による県内の規制地域指定は、平成14年度末現在で7市町村について行われており、その地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場は367事業場であった。

また、平成14年度の特設建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）届出件数は48件であった。これらに対して、市町村により指導が行われた。

平成15年度：継続 (環境政策課)

○自動車騒音常時監視調査

騒音規制法に基づき、自動車騒音の常時監視調査を実施した。

平成15年度：継続 (環境政策課)

○航空機騒音調査

ア 鳥取空港周辺航空機騒音調査

調査地点：3地点

調査回数：2回/年

イ 美保飛行場周辺航空機騒音調査

調査地点：4地点

調査回数：1地点：通年

3地点：4回/年

平成15年度：継続 (環境政策課)

○大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る指導等

事業者が同法に基づく各種届出（小売店舗の新設、時間延長等）を行う際に、当該店舗から発生する騒音に係る事項について16事業場に対し、指導・審査を行った。

平成15年度：継続 (環境政策課)

(3) 振動の規制

振動規制法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを行った。振動規制法による規制地域の指定は、平成14年度末現在で5市町について行われており、その地域内に特定施設（金属加工機械等の政令で定める施設）を設置している工場・事業場は183件である。

また、平成14年度特設建設作業（くい打ち作業等の政令で定める作業）の届出件数は26件であった。これらに対して市町村により指導が行われた。

平成15年度：継続 (環境政策課)

(4) 悪臭対策の推進

○悪臭の防止

悪臭防止法の施行に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し及び悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら規制22物質の排出実態調査を行った。悪臭防止法による規制地域の指定は、平成14年度末現在で4市26町4村となっている。

また、屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例によりゴム、皮革、合成樹脂、廃

油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることが禁止されており、市町村と連携の上指導を行った。

平成15年度：継続 (環境政策課)

(5) 自動車交通公害対策の推進

○パークアンドライド事業の推進

(第2部第5章の1(3)参照)
(交通政策課)

○ノーマイカーデー運動の推進

(第2部第5章の1(3)参照)
(交通政策課)

(6) 緑化の推進

○緑・木とのふれあい体験事業

平成14年度：県民総参加による緑づくりの機運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の植樹祭や森林のめぐみ感謝祭の開催等森林や緑の大切さを普及啓発した。

平成15年度：継続実施 (林政課)

【 3 水環境の保全 】

(1) 工場・事業場対策の推進

○特定事業場排水調査

平成14年度：水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づき、特定事業場の排水の調査、施設の改善指導を行った。

平成15年度：継続実施 (環境政策課)

表2-9 立入検査改善指導状況 (平成14年度)

水質汚濁防止法適用事業場				
立入検査 事業場延	排水調査 事業場延	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
664	407	1	21	0
鳥取県公害防止条例適用事業場				
立入検査 事業場延	排水調査 事業場延	違反事業 場延件数	改善指導 延件数	改善命令 件数
3	2	0	0	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

(2) 生活排水対策の推進

○生活排水対策推進事業

平成14年度：県下全域を対象に、生活排水対策を推進す

るため、次の普及啓発を行った。

- ・ テレビスポットの放映、ラジオ放送
- ・ 生活排水対策実践活動啓発パンフレットの配布

平成15年度：継続実施 (環境政策課)

○水生生物による水質調査

平成14年度：水生生物の種類を調べる事により、その水域の水質を判定する調査を実施した。
調査マニュアルを各小中学校に配布した。
調査参加者を募り、17団体が参加し県内河川で調査を実施した。

平成15年度：継続実施 (環境政策課)

○水環境保全対策 (名水保全の集い)

平成14年度：身近にある良好な水環境の保全と活用を通じて、地域住民の水環境保全意識を啓発するため、鳥取県水環境保全市町村連絡協議会が隔年で開催する「名水保全の集い」の活動を支援した。

平成15年度：継続実施 (「名水保全の集い」は隔年で開催するため、平成15年度は開催しない。)
(環境政策課)

○公共下水道事業、流域下水道事業

下水道は、生活環境の改善及び河川等の公用水域の保全のため重要な施設である。

平成14年度末の鳥取県の下水道の普及率は49.5% (前年比2.8ポイント増) である (速報値)。

鳥取県では、天神川、東郷池の水質保全を図るため、天神川流域下水道事業計画に基づき、天神浄化センターを整備し、供用している。

平成15年度：継続実施 (住宅環境課)

○農業環境等保全対策調査事業

平成14年度：汚泥コンポスト等の栽培基準設定調査、地力増進地域に対する指導、土壌汚染対策地域の汚染状況調査等の農業環境等に関する調査・指導を実施した。

平成15年度：廃止 (農政課)

○土壌保全対策技術確立事業 (新規)

平成15年度：砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を確立する。

- ・畜産堆肥、汚泥コンポストなどの有機物の施用時期・堆肥量、生育等を調査し、土壌環境への影響を解析することにより、環境に配慮した栽培基準を設定し、生産現場への導入・普及を図る。
- ・農用地土壌汚染防止法に基づき土壌汚染対策地域として指定した小田川地域の農用地を対象として、銅等による土壌・水質等の汚染状況を調査する。(農政課)

○農業集落排水処理施設整備事業

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により、昭和57年度に東郷町、日吉津村で着手し、平成13年度までに35市町村で実施されている。

- ・平成14年度実施地区：31地区
- 平成15年度：継続実施 (住宅環境課)

○漁業集落環境整備事業

平成14年度：市町村が行う漁業集落環境整備事業の次の事業について、その経費の一部を助成した。

- ・補助対象事業：漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、集落排水施設整備、防災安全施設 (住宅環境課)
- 平成15年度：継続実施 (空港港湾課)

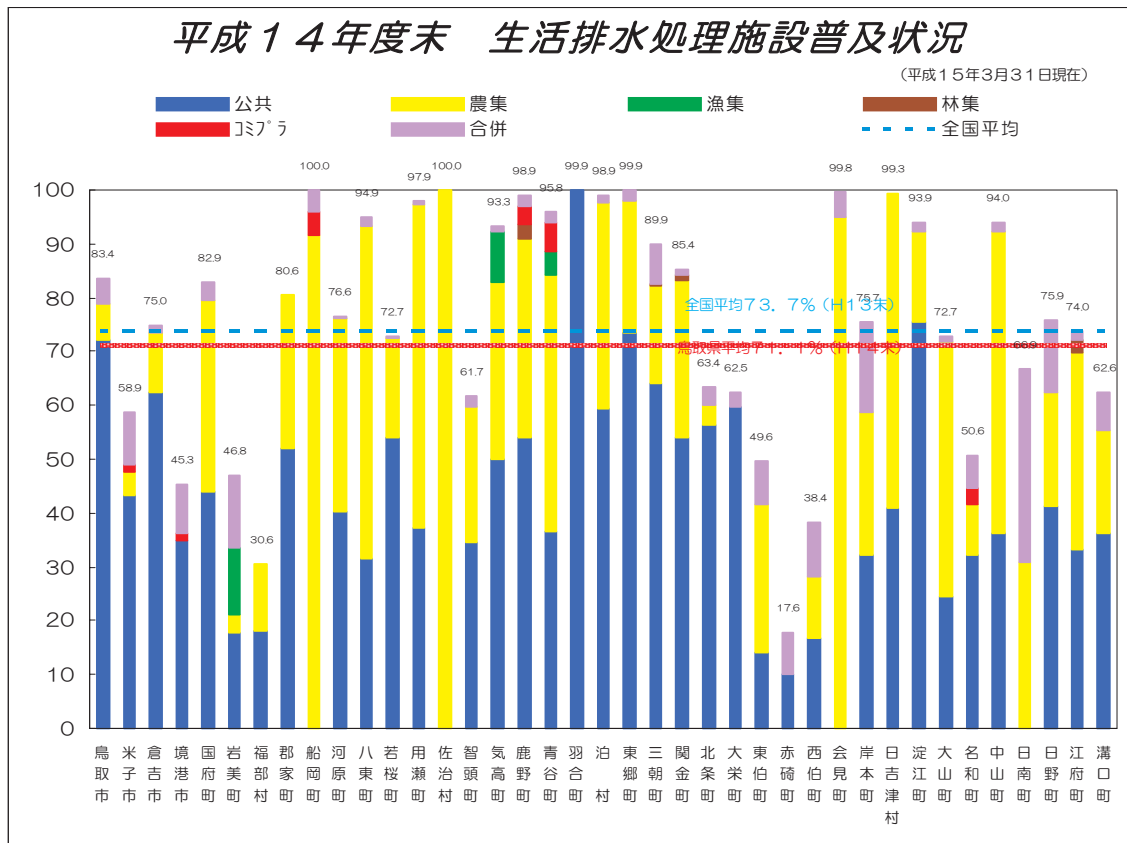
○合併処理浄化槽設置推進事業

合併処理浄化槽は、下水道等の集合処理による生活排水処理が困難な地域における有効な水質浄化施設である。

鳥取県では、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して、その経費の一部を助成している。

- 平成14年度：26市町、740基
- 平成15年度：継続実施 (住宅環境課)

表2-10



(3) 中海・湖山池等の湖沼水質保全対策の推進

○中海水質浄化対策推進事業

- 平成14年度：
 - ・下水道の整備等各種浄化施策をとりまと

めた第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」の推進

- ・衛生環境研究所を中心とした中海汚濁機構解明調査の実施
- ・中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取・島根両県及び中海周辺4市3町で構成）の

運営
平成15年度：継続実施（環境政策課）

○湖山池水質浄化対策推進事業

平成14年度：
・下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第2期「湖山池水質管理計画」の推進
・衛生環境研究所を中心とした湖山池汚濁機構解明調査の実施
平成15年度：継続実施（環境政策課）

○湖山池水質浄化技術実証検討事業

平成14年度：
民間技術公開試験や衛生環境研究所の研究で蓄積した生物等を利用した水質浄化技術の成果を、湖山池の水質浄化に役立てるため、平成14年度から3年間の計画で、水田や水路を用いた実証規模での水質浄化試験を行った。
平成15年度：継続実施（環境政策課）

○河川環境整備事業

湖山池の水質浄化対策として、公共下水道の整備による汚濁負荷の削減と併せて、本事業により底泥の除去等を実施し、水環境の改善を図った。また、東郷池については、今後の水質浄化対策を検討するため、住民アンケート調査等を実施した。
平成15年度：継続実施（河川課）

○湖山池水質浄化100人委員会

今後のあり方について湖山池100人委員会により検討を行なった。
100人委員会の開催
湖山池と琵琶湖の住民交流事業
平成15年度：継続実施（河川課）

（4）公共用水域および地下水の監視等

平成14年度：

○水質測定計画の作成

平成15年度の水質測定を総合的かつ効果的に行うため、水質測定計画を作成した。

○水質の測定、調査および公表

水質測定計画に基づき実施した平成13年度の水質常時監視結果について、取りまとめたあと公表した。

表2-11 水質測定計画に係る調査地点、回数（鳥取県実施分）

	水域名	調査地点	調査回数
環境基準常時監視調査	河川	千代川水系 天神川水系 日野川水系	9地点 年12回 6地点 年12回 6地点 年12回
	湖沼	湖山池 東郷池 中海	4地点 年12回 4地点 年12回 8地点 年12回
	海域	美保湾 日本海沿岸	8地点 年4回 8地点 年3回
その他	二級河川	蒲生川 塩見川 河内川 勝部川 由良川 加勢蛇川 阿弥陀川 佐陀川	9地点 年2~4回 3地点 年4回 3地点 年4回 3地点 年4回 3地点 年4回 3地点 年4回 3地点 年4回 3地点 年4回
	都市河川	旧袋川 玉川 旧加茂川 大正川	5地点 年12回 5地点 年12回 5地点 年12回 1地点 年2回
	湖山池	湖山川等	4地点 年2~6回
	流入河川	多曇ヶ池	3地点 年4回
	湖沼	2,4海水浴場	シーズン前及び中計2回
	海域	2,4海水浴場	シーズン前及び中計2回
	地下水	—	70地点 年1~2回

平成15年度：継続実施（環境政策課）

（5）ゴルフ場農薬排水対策の推進

○ゴルフ場周辺水質調査指導事業

平成14年度：
ゴルフ場で使用する農薬によるゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁を未然に防止する観点から、環境省の示した暫定指導指針に従い、県内の各ゴルフ場について年2回排水調査を実施し（2回とも指針値内）、農薬の適正使用の監視に努めた。
平成15年度：継続、調査回数を年1回に減じる。（環境政策課）

（6）水道水源等の監視強化

○水道水源等監視指導事業

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、「鳥取県水道水質管理計画」に基づき水質基準を補完する「監視項目」について水質検査の全県的な検出状況を取りまとめるとともに、水道施設の適正管理指導を実施。

平成15年度：事業継続（食の安全推進課）

○みんなで支える給水事業

広域的な応急給水体制の確立を図るため、水道事業者が購入する給水車等に県費補助を行い、応急給水体制の整備を行った。

平成15年度：廃止（環境政策課）

【 4 土壌・地盤環境の保全 】

(1) 土壌汚染対策の推進

○旧岩美鉱山、旧太宝鉱山鉱害防止事業

(平成14年度)

旧岩美鉱山及び旧太宝鉱山の鉱害を防止するため、流出する坑廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理等を実施。

(平成15年度)

継続実施

(環境政策課)

(2) 地盤沈下対策の推進

○地盤沈下防止対策事業

平成11年度の測定では、年間1cm以上の沈下が観測された地点はなく、10地点中5地点で0.01~0.24cmの範囲で隆起するなど、鈍化の傾向が顕著になっている。

なお、測量間隔については、平成11年度より隔年測量から5年に延長した。

(次回測定は平成16年度) (環境政策課)

【 5 環境汚染化学物質の適正管理 】

○環境汚染化学物質対策の推進

・ダイオキシン類取組方針

人や生態系への影響防止の観点から、環境中のダイオキシン類の実態把握と発生源施設の適正化対策及び排出抑制対策を推進するとともに、県民へ情報提供した。

平成15年度：継続

・環境ホルモンに対する当面の取組み

環境ホルモンの汚染状況の実態把握とともに国等の連携を図りつつ情報収集に努め、県民に対し必要な情報を提供した。

平成15年度：継続

・化学物質の適正管理について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に努め、事業者からの届出について国への経由事務を行った。

国が公表するデータを加工・集計し鳥取県の届出情報等を公表した。

平成15年度：継続 (環境政策課)

○ダイオキシン類常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、県内における大気・水質・底質・土壌の調査を実施した。

平成15年度：継続

- ・大気調査：4地点 年4回
- ・水質調査：30地点 年1回
- ・底質調査：17地点 年1回
- ・土壌調査：26地点 年1回

(環境政策課)

○ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の指導・監視

ダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づき、特定施設設置事業場へ立入し、排出ガス・排出水中に含まれるダイオキシン類濃度測定を実施した。

その結果、1施設が排出基準を超過したが、保健所の指導により改善された。

表2-12 ダイオキシン類濃度測定件数

区分	測定施設数	基準超過施設数
大気基準適用施設	30	1
水質基準適用施設	5	0
合計	35	1

平成15年度：継続

(環境政策課)

○環境ホルモン汚染実態調査

県内全域における環境ホルモン(23物質)の環境汚染状況を把握するため、水質・底質の調査を実施した。

平成15年度：継続

- ・水質調査：県内22地点 年1回

(環境政策課)

○リスクコミュニケーションの実施

環境汚染化学物質について、広く県民に分かりやすく解説しより一層の理解を図るため「分かりやすい環境汚染化学物質講座」を開催した。

8月27日(火)鳥取県民文化会館

参加者：55名

平成15年度：実施なし (環境政策課)

○環境にやさしい住まいづくり推進事業(新規)

人に、環境にやさしい住まいづくり・まちづくりを推進するため、地球環境への負荷を軽減する住まいづくりの提案を募集するなど、県民の住まいづくりや住まい方と地球環境への影響について意識向上と自己啓発を促す。

- ・地球にやさしい住まいづくりコンテスト

県民を対象に環境にやさしい住まいづくりの提案の募集、受賞作品の選定、表彰、展示を行う。

・環境にやさしい住まいづくりパンフレットの作成

リサイクル建材、建設廃材の削減手法、省エネ工法などに関する情報、あるいは住宅を長持ちさせるための普段気がつきにくいちょっとした工夫などについて、冊子を作成し県民に情報を提供する。(住宅環境課)

○健康住まいづくり推進事業(新規)

住宅建材、家具などから発生する揮発性物質による室内居住環境の劣化に伴う健康障害(シックハウス症候群)を防ぐため、県民に対し問題点と対策を周知するとともに、簡易測定器による測定体制を整える。

<項目>

- ・シックハウス対策協議会の充実
- ・講演会の開催
- ・啓発パンフレットの改訂、増刷
- ・簡易測定器の購入 (住宅環境課)

○住まいづくり21推進事業(環境共生住宅・シックハウスの研修)

平成14年度：住宅建築資材から発生する化学物質による健康への影響や、地球規模での環境問題に対する省エネルギー、省資源・リサイクル、家庭廃棄物対策等の観点から、人や環境への悪影響をなくし、周辺の環境と調和した住み心地の良い住まいづくりを進めるため、消費者及び住宅生産者に普及・啓発の研修会を行った。

平成15年度：削除 (住宅環境課)

第2節 環境関連産業の振興

【1 環境関連技術の開発】

○産学官連携強化・新産業育成事業(旧事業名：県内研究機関連携推進事業)

平成14年度：大学等と共同研究する県内企業16社に対して共同研究開発費を助成した。助成した企業のうち6社が環境関連の技術開発に取り組んだ。

平成15年度：継続実施

- ・新規採択 8社
- ・継続 8社 (産業開発課)

○環境関連技術開発推進事業

平成14年度：産業技術センターにおいて、県内の中小企業が取り組むことのできる環境関連技術の開発・普及に努め、次のテーマの研究を行った。15年度も引続き開発・普及に努める。

- ①環境に配慮した高温高压水を利用した新規材料の製造方法
- ②高分子系廃棄物のケミカルリサイクル技術の開発と高機能化に関する研究
- ③プラスチックリサイクルを可能にするコーティングシステムの構築
- ④水産物残滓中の生理活性物質の検索と有効活用
- ⑤K Pの化学物質によるS P代替パルプの開発

⑥光触媒リサイクルパネルを用いた高度排水処理システムの開発

⑦廃棄物利用のための有用微生物の検索と活用

平成15年度

継続 ①、②、③、④

新規

- ・セルロース系廃棄物の再資源化に関する研究
- ・食品排水浄化のための有用微生物の検索と活用

廃止 ⑤、⑥、⑦ (産業開発課)

【2 環境関連産業の育成・振興】

○環境産業育成支援資金融資の実施

【平成14年度】県内において、廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設・設備の整備に対して融資を行った。

・融資実施企業：1企業(12.5百万円)

【平成15年度】

自家処理施設の整備も融資対象に拡大し、継続実施。(循環型社会推進課)

○リサイクル技術共同研究助成事業

【平成14年度】本県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、県内に所在する企業等が、県内外の大学等と共同して行う研

究開発に対して助成を行った。

・助成実施企業：5企業

【平成15年度】継続実施

(循環型社会推進課)

○鳥取県環境管理認証取得企業等育成補助金

平成14年度：ISO14001の認証取得に取り組む県内民間企業等への支援のため、補助金の交付を行った。

補助対象事業所：13事業所

平成15年度：継続実施

(環境管理推進課)

○国際環境規格認証取得モデル企業育成支援事業

平成14年度：ISO14001の認証取得に取り組む県内中小企業に対し、人材養成のためのセミナーを開催した。また、当支援事業も5年を経過し、県内中小企業にも浸透し認証取得へ向けた取組が活発化してきた。

内部監査員セミナー参加者 108名

平成15年度：廃止

(産業開発課)

○中小企業経営革新支援事業

平成14年度：中小企業の廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術に関する技術開発等の取組みを促進するための研究並びに新たな分野へ進出し、新製品開発、販路開拓の取組みを行うために必要な経費に対して補助した。

平成15年度：継続実施

(産業開発課)

○やる気のある企業支援事業

平成14年度：中小企業の廃棄物処理・リサイクル技術・環境保全技術に関する基礎研究経費から販路開拓経費まで一貫した支援を行った。

平成15年度：継続実施

(産業開発課)

○創造的中小企業育成支援事業

平成14年度：創造的な事業活動を行う中小企業者に対し、(財)鳥取県産業振興機構を通じて直接金融、間接金融による支援事業を行った。

平成15年度：継続実施

(産業開発課)

表2-13 中小企業経営革新支援事業

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	総事業費の3分の2以内の額
上限額等	中小企業経営革新支援等補助金(創造技術型:創造枠) : 2,000万円(法認定要)
	〃(創造技術型:ものづくり枠) : 500万円
	〃(経営革新型) : 650万円(法承認要)

表2-14 やる気のある企業支援事業

区 分	内 容
補助金名	やる気のある企業支援補助金(独自技術型)
対 象 者	県内に事務所又は事務所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	総事業費の3分の2以内の額
上限額等	○100万円 ○事業期間は1年間 ○個人も補助対象
補助金名	やる気のある企業支援補助金(企業化支援型)
対 象 者	県内に事務所又は事務所を有する中小企業者
対象経費	謝金、旅費、原材料費、構築物費、機械装置、外注加工費等

重点プロジェクト1

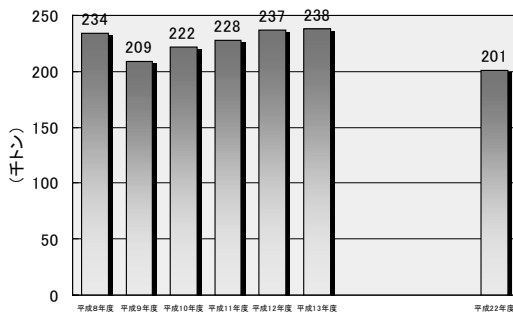
「資源循環型地域社会づくり」指標からみた進捗状況

県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、廃棄物の発生抑制、資源の再利用、リサイクルなどを総合的、計画的に推進し、ごみの少ない社会づくりに努める。

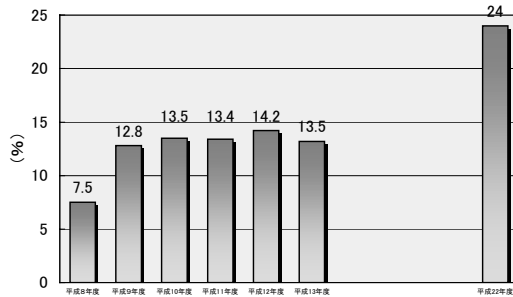
○ごみの年間排出量及びごみのリサイクル率

ごみの年間排出量は漸増しており、リサイクル率はわずかずつではあるが上昇する傾向が見られる。

ごみの年間排出量



ごみのリサイクル率



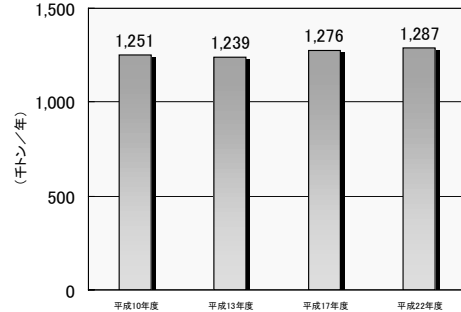
※ ごみのリサイクル率…市町村及び集団回収の収集量のうち資源化されるごみの割合

○産業廃棄物の排出量

平成13年度の総排出量は、1,239千トン/年であり、前回調査（平成10年度実績）に比べて、12千トン/年減少(1%減)している。

これは、汚泥の排出量は2割程度増加したものの、動物の糞尿やがれき類の排出量が減少したことによるものである。(但し、平成14年度の実態追跡調査（平成13年度実績）に基づき、汚泥の算出方法を変更した後の数値であること。)

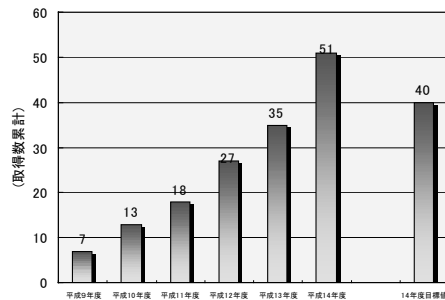
産業廃棄物の排出量の推移



(注1) H17, H22は、鳥取県廃棄物処理計画の目標数値である。

○ISO14001認証取得事業所数

ISO14001の認証取得事業所数については、県内においてもISO14001認証取得を商取引の条件にするなどの動きがあり、県内企業においても認証取得熱が高まっている。加えて、県が設けた「鳥取県環境管理認証取得企業等育成補助金事業」の支援効果などによって、認証取得に乗り出した企業が数社あり、基本計画に上げた目標については平成14年度中に達成し、さらに増加している。



※ ISO14001…規格の国際統一を進める民間の国際機関が発行した規格のうち、環境マネジメントシステム（環境負荷を継続的に低減するよう配慮した管理システム）を定めた国際規格

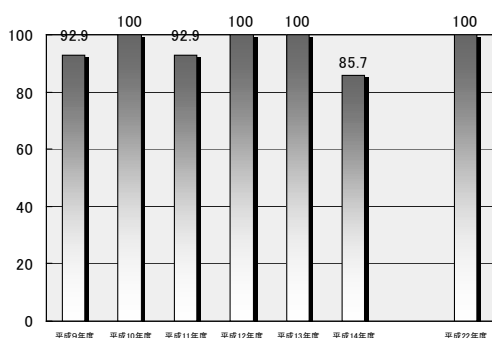
重点プロジェクト2

「流域からの水環境保全」指標からみた進捗状況

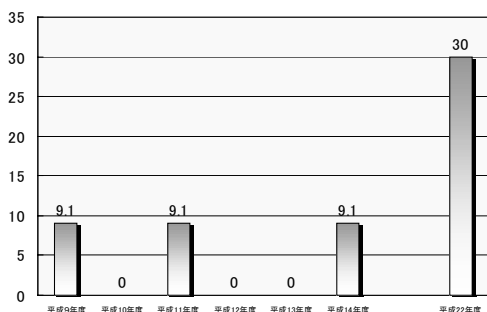
県内を流れる主要な河川や湖沼は、流域の水資源のみならず、県民の生活の場であり、多くの生物の生息空間ともなっていることに鑑み、「鳥取県下水道等整備構想」に基づき生活排水による水質汚濁の削減を図る。さらに、流域毎の河川環境管理基本計画に沿って、良好な水質や水量を確保するとともに、多様で健全な森林や溪流、自然海岸などの水辺環境を保全する。

○水質の環境基準達成率（％）

三大河川（千代川、天神川、日野川）



湖沼（湖山池、東郷池、中海）



※ 環境基準達成率…県内の環境基準地点数（河川：14地点、湖沼11地点）のうち、環境基準を満たしている地点の割合とした。（それぞれ、BOD・CODの75%値で評価）

・湖山池の水質浄化対策

第2期「湖山池水質管理計画」（計画期間：平成13～22年度）に基づき、各種浄化政策を、総合的、計画的に推進した。

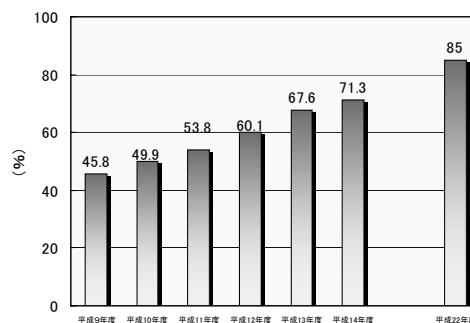
・中海の水質浄化対策

第3期「中海に係る湖沼水質保全計画」（計画期間：平成11～15年度）に基づき、各種浄化施策を、総合的、計画的に推進した。

○下水道等普及率

下水道については、生活排水対策に資する施策として、今後も着実な普及の推進が必要である。

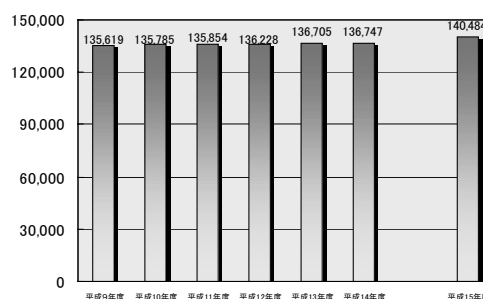
下水道等普及率は事業進捗に伴い着実に上昇しているが、整備済みの地域において、未接続世帯が依然として多く、水質浄化効果を減らす要因となっている。接続を促進するよう普及啓発に努める必要がある（湖山池、中海）。



※ 下水道等普及率…行政人口（年度末住民基本台帳登録人口）に占める、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、林業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラントによる処理人口の割合とした。

○保安林面積（ha）

水源かん養保安林については、その機能の観点から適切な保全・管理が必要である。



（森林保全課）

第2章 自然と人間との共生の確保

本県は、豊かな自然と多様な生態系に恵まれており、美しい景観を有しているが、都市部を中心に身近な自然や生物の生息空間が減少する一方、農山村では森林の適正な管理が次第に困難となっており、森林、農地が持つ水源かん養機能や大気浄化機能などの環境保全能力の確保と回復が課題である。このため、人と自然の健全なふれあいが確保できるよう、貴重な自然と身近な自然の保全、これらを通じた生物多様性の保全を図るとともに、自然環境を基盤とした食糧・木材等の持続的な生産活動を通じて環境の恵沢を確保する。

第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

【 1 森林の環境保全機能の確保 】

(1) 水源かん養保安林等の森林整備

○緑・木とのふれあい体験事業

(第2部第1章第1節の2(6)参照)
(林政課)

○森林整備のための地域活動支援事業

平成14年度：森林施業計画をたてた森林において、森林所有者等が森林の現況調査や歩道の整備等の地域活動を行った場合に、原則35年生以下の人工林1ヘクタール当たり1万円を交付する。

平成15年度：継続実施 (林政課)

○高林齢森林整備促進事業

平成14年度：森林が有している水源かん養や山地災害防止という県土保全機能を確保する観点から、国庫補助対象事業外森林のうち、下流域への影響が危惧される森林について、緊急に間伐・枝打ちを実施した。

・平成14年度実施面積：198ha

平成15年度：廃止 (森林保全課)

緊急間伐・枝打ち作業の様子



○保安林整備管理事業

平成14年度：保安林整備計画に基づき、保安林の適正な配置を図りつつ、その機能保持と質的向上を図るため適正な管理を行った。

・平成14年度実績：
指定12箇所61ha
解除35箇所14ha

平成15年度：継続実施 (森林保全課)

(2) 多様な森林の保全

○森林吸収源対策推進プラン策定事業(新規)

森林による二酸化炭素の吸収源対策として森林整備等に係る取組の基本方針を定める。また、管理不十分な森林がまとまっているエリアを対象とした森林整備をすすめるための事業計画を作成する。

平成15年度：取組プランを作成する
(林政課)

○森林吸収源データ緊急整備事業(新規)

森林による二酸化炭素の吸収量報告・検証体制を整備することを目的として、森林簿の精度検証等をするための現地調査をする。

また、林野庁所管以外の国有林及び森林計画対象外森林について調査して、この森林調査簿を整備する。

平成15年度：現地調査を実施する
(林政課)

○造林事業

平成14年度：人工林の適正な整備に加え、複層林の造成、天然林施業等の多様な森林造成を計画的、効果的に推進するため、造林事業を実施し、森林資源の整備を図った。

・平成14年度実施面積：6,436ha
平成15年度：継続実施 (森林保全課)

○治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、水資源のかん養、生活環境の保全、形成を図った。

・平成14年度事業箇所
12地区84箇所
平成15年度：継続実施 (治山砂防課)

○フォレスト・コミュニティ総合整備事業

平成14年度：林業の生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の生活環境基盤の整備を図るため、林道整備事業及び用水施設整備事業等を実施した。

・平成14年度実施地区：5地区12箇所

平成15年度：継続実施（森林保全課）

○ふるさと林道緊急整備事業

平成14年度：山村地域の振興と定住環境の改善等、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある林道について、自然環境の保全に配慮し整備を行った。

・平成14年度実施路線：8路線

平成15年度：廃止（森林保全課）

○森林保全管理事業

平成14年度：森林の保全の推進に資するため、森林保全推進員、森林保全巡視指導員及び山地防災ヘルパーを配し、保安林の管理、林野火災の防止及び山地災害の情報収集、提供等を行った。

・平成14年度実績：

巡視日数(指導員35名延べ490日間)

巡視面積(保安林地域105,942ha、
林野火災予防地域36,623ha)

平成15年度：継続実施（森林保全課）

○森林病虫害の防除

平成14年度：

松くい虫等の防除について、森林病虫害等防除法に基づき、地域住民の意向を尊重するとともに情報公開に努め、各種防除措置等を総合的に実施し、被害の低減を図った。

また、松くい虫防除にかかる空中散布農薬の飛散状況(大気中濃度)を調査し、その結果等を専門家により評価した。また、得られた結果は、今後のより適正な空中散布の計画作りに資する。

平成15年度：継続実施

(環境政策課、森林保全課)

○枯松伐採促進事業

平成14年度：鳥取県枯松伐採促進条例のもと、枯松の自己伐採を促進し、美観の維持及び県民の安全を図った。

平成15年度：継続実施（森林保全課）

○間伐材利用推進事業

平成14年度：間伐が必要な森林や間伐が手遅れとなっている地域で、市町村と森林所有者とが協定を締結し間伐を進めるほか、路網を整備し間伐木の搬出を促進する。

平成15年度：継続実施（森林保全課）

○水源かん養税（仮称）創設の検討

平成14年度：森林の有する公益的な機能を県民みんなで守り育てる意識を醸成するとともに、森林の荒廃を防止し健全な育成を図るため、検討案を県民に公表し、水源かん養税（仮称）の創設について検討を行った。

平成15年度：引き続き県民への周知を図りながら、水源かん養税（仮称）の創設に向け検討を進めていく。（税務課）

○木造住宅普及推進事業

平成14年度：地元の木造住宅生産者が共同で取り組む事業等を支援し、木造住宅の魅力を広く県民に伝え、需要拡大を推進することにより、中山間地の過疎化対策や自然環境の保全に資するとともに、住宅生産者の活性化を促進する。

・県産材を活用した地域型木造住宅の研究・開発などに対する助成

・木の住まいふれあい体験ツアーの開催

平成15年度：継続実施（住宅環境課）

【 2 農地の環境保全機能の確保 】

(1) 農地の保全及び農業用水路、ため池の整備

○農村総合整備事業

農村生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより、生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行った。

平成14年度：4地区（三朝地区他）を実施した。

平成15年度：継続実施（耕地課）

○農村活性化住環境整備事業

ほ場整備等により非農用地を捻出し、地域の宅地需要にも対応しうるようにするとともに、緑地空間等の生活環境を整備し、農村地域の住環境の向上を図った。

平成14年度：1地区（久連地区他）を実施した。

平成15年度：継続実施（耕地課）

○農地を守る直接支払い事業

中山間地域の農地を持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が懸念される地域において、農業者等が行う農業生産活動及び多面的機能を増進する活動に対して直接支払いを行った。

- ・平成14年度実績：34市町村
- ・平成15年度：継続実施（経営支援課）

○山村振興農林漁業対策事業

平成14年度：山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要な事業を実施した。

平成15年度：休止（企画振興課）

○中山間地域総合整備事業

平成14年度：自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情に沿った農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に整備し、活性化を図るとともに、地域における定住化の促進、国土、環境の保全を図った。

- ・平成14年度実施地区：
県営9地区（国府町他）
団体営1地区（鳥取市）

平成15年度：継続実施（耕地課）

○単県農業農村整備事業

農業に積極的に取り組む農業者を支援するため、国庫補助基準に満たない小規模な農業生産基盤の整備及び生活環境の整備を行う。

平成14年度：74地区を実施した。

平成15年度：継続実施（耕地課）

○里地棚田保全整備事業

里地の環境創造区域や棚田において、多様な地域条件に即した簡易な農業生産基盤の整備、土地改良施設等の有する多面的機能を維持保全するための施設の整備、土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の住民の活動に必要な施設の整備等を行う。

平成14年度：1地区（日南町）を実施した。

平成15年度：継続実施（耕地課）

○農地を守る集落営農組織育成事業

中山間地において、耕作放棄地の発生を防止するため、農地を守る担い手として兼業農

家や高齢農家を中心に集落ぐるみで営農に取り組む組織を育成するなど、農地保全活動の支援を行った。

平成14年度：3地区実施した。

平成15年度：廃止（経営支援課）

○ジゲの井手保全事業

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで、維持管理費の軽減と災害の未然防止を図った。

- ・平成14年度実績：山腹水路8地区、ため池2地区を実施した。
- ・平成15年度：廃止（単県農業農村整備事業に統合）（耕地課）

○ふるさとのせせらぎ・あぜ道保全事業

平成14年度：中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地を集落共同活動等を通じて地域全体の整備保全を推進することにより中山間地域の活性化を図った。

平成15年度：継続実施（企画振興課）

○県営地すべり対策事業

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然防止するため、地すべり防止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施した。

- ・平成14年度：3地区を実施した。
- ・平成15年度：継続実施（耕地課）

（2）環境にやさしい農業の推進

○農薬安全使用推進対策事業

平成14年度：農薬の販売業者等への立入検査により、農薬の適正な販売及び使用についての監視と指導を実施した。

- ・平成14年度立入件数：588件

平成15年度：継続実施（食の安全推進課）

○植物防疫総合対策事業

病害虫の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに、予防方法、防除方法の確立を図った。

- ・平成14年度実績：12回予報を発表
- ・平成15年度：継続実施（生産振興課）

○農山村ふる里活性化支援事業

平成14年度：農山村地域にある棚田等の地域資源を活用した保全活動及び体験交流活動

の実践による地域の活性化を支援した。
平成15年度：継続実施（企画振興課）

○環境にやさしい農業総合推進事業

平成14年度：土づくりを基本に農薬や化学肥料に依存しない環境と調和した農業を総合的に推進し、有機農産物、特別栽培農産物といった環境と調和した安全、高品質な農産物の生産を促進した。また、家畜排泄物等の適正な処理により、家畜排泄物に起因する環境問題の防止を図った。

平成15年度：継続実施

- ・平成14年度実施内容
「有機農薬の明日を語り・食べる会」の開催
実証日の設置（7農業改良普及所）
生産技術の実証展示：6地区（農政課）

【 3 都市地域の自然環境の確保 】

○都市公園事業

布勢総合運動公園のスポーツ施設の改修を実施した。

- ・平成14年度事業箇所
陸上競技場の改修
補助競技場の改修
東郷湖羽合臨海公園の新規整備及び拡充整備を実施した。
 - ・平成14年度事業箇所
南谷地区の整備（約0.6ha）
メダカ池の拡充
- 平成15年度：継続実施（都市計画課）

【 4 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全 】

（1）多自然型川づくり

○多自然型川づくり

治水効果の向上と共に、本来川が持つ多様で豊かな自然環境の保全に努めた。

- ・平成14年度事業箇所
加茂川（米子市）
- 平成15年度：継続実施（河川課）

○河川改修事業

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努めた。

- ・平成14年度事業箇所
塩見川、由良川、加茂川等

平成15年度：継続実施（河川課）
河川改修事業実施後の加茂川



○河川維持修繕事業

河床に堆積した土砂を取り除き、河床や河岸に繁茂した雑木・水草等の除去を行い、河川の維持管理に努めた。

- ・平成14年度事業箇所
湖山川等
- 平成15年度：継続実施（河川課）

○砂防事業

溪流の侵食防止と土石流の流下防止を図り、下流域の安全を確保するとともに、溪流の良好な環境の保全に努めた。

- ・平成14年度事業箇所
田曾谷川、赤谷川、柳谷川等
- 平成15年度：継続実施（治山砂防課）

○団体営水環境整備事業

農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用した快適な生活環境の整備を団体営事業として実施するものに対し助成した。

- ・平成14年度：4地区（箕蚊屋地区他）を実施した。
- ・平成15年度：継続実施（耕地課）

○県営ため池等整備事業

農用地及び農業用施設等の災害を未然に防止するため、ため池、頭首工、水路等の整備補強を行った。

- ・平成14年度：5地区（宇治地区他）を実施した。
- ・平成15年度：継続実施（耕地課）

（2）海岸侵食防止

○海岸侵食対策事業

住民の生命・財産をまもるため海岸の侵食

を防止するとともに、良好な砂浜の創出や沿岸域の環境に配慮して整備を行なった。

- ・平成14年度事業箇所
湯山海岸等

平成15年度：継続実施

(河川課、空港港湾課)

田後港海岸



赤碕港海岸



(3) 沿岸域の保全

○海岸環境整備事業

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物

の保全に努め、憩いの場としてふさわしい海浜として整備した。また、国土保全（沿岸住民の生命・財産を守る）と調和のとれた親水性のある施設の整備を実施した。

- ・平成14年度事業箇所
大栄海岸等

平成15年度：継続実施

(河川課、空港港湾課)

鳥取港（賀露）海岸



○磯場環境改善調査事業

海藻の減少等、磯場の荒廃要因を検討し、アラメ（大型多年性海藻）の移植等による磯場再生技術を平成15年度までに開発する。

平成15年度：継続実施 (空港港湾課)

移植されるアラメ



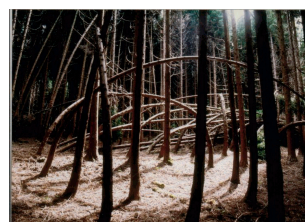
豊かな恵みをもたらす森林を子供たちの世代へ伝えるために ～鳥取県では森林環境を守るため「新たな税」を考えています～

鳥取県は、県土の約74%（全国第13位）を森林が占めており、緑豊かで清流に恵まれた森林県です。森林は、水源かん養、県土保全、大気保全等の公益的な機能を持っており、私たちは様々な恩恵を受けています。その働きを金額にすれば鳥取県だけでも8千億円を超えられているとされています。

しかし、鳥取県には荒廃した森林が増えています。とりわけ森林の約半分を占める人工林は、必要な時期に適切な手入れを行わなければ健全に生育せず、公益的な機能を発揮することができなくなります。

県では、この対策として、森林の恵みを全て

の県民が認識し、県民全体で森林を守り育てる事業を行うために新たな税を導入することを、県民の皆様のご意見をお聞きしながら、検討しています。



間伐が遅れた森林の写真です。

県内にこのような森林が増えています。

第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

【 1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全 】

(1) 貴重な自然の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに、保護管理や学術研究、自然体験・学習等の自然ふれあいの場としての利用など、必要な条件整備を図る。

ア 自然公園

(ア) 自然公園の保護管理

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき、行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって、その適切な保護管理を図る。

(イ) 鳥取砂丘の景観保全

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観保全事業計画」（平成13～15年度）に基づき、県・鳥取市・福部村・環境庁から構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必要な除草や除間伐をモニタリング調査を行いながら実施するとともに、風向・風速調査、ボーリング調査など砂丘の景観保全のための調査を継続して実施する。

また、除草等に係るボランティアを導入する。

(ウ) 大山の頂上保全

大山においては、「大山の頂上を保護する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体となって大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。今後、その成果を継続的に保つため、平成15年度も「大山の頂上を保護する会」の活動に協力していくこととしている。

(エ) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者による空き缶等廃棄物が各所で

問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、自然公園財団の美化清掃活動に対して助成を行う。

H14年度：国立公園清掃活動補助金により助成

H15年度：継続実施

また、自然保護関係団体・地域住民・関係行政機関等が一体となった美化活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と8月の第1日曜日に実施する。

イ みんなの大切な自然公園（国定・県立）監視指導事業

国定公園及び県立自然公園内において、自然公園監視員を設置し、野生植物の違法採取の監視、歩道等公園利用施設の管理状況の巡視等を行う。

・平成15年度継続実施、盗難防止連絡協議会の立上げ（景観自然課）

○県自然環境保全地域の指定及び保全

平成14年度

本県の良好な自然環境を保全するため、鳥取県自然環境保全条例に基づき、14の地域を県自然環境保全地域として指定している。

既指定の地域については、自然保護監視員（13名）による巡視活動を行い、その保全に努めている。

平成15年度

新たに1地域の追加指定を行うとともにこれに係る制令板の設置等、保全のための啓発を行う。（環境政策課）

○貴重な自然地域の学術調査

平成14年度

貴重な自然が残されている三国山、高鉢山、高山、鷲峰山など西因幡から三朝町東部にかけての山岳地帯を中心とする一帯の自然環境について、学術的調査を行った。

平成15年度：廃止（環境政策課）

表2-15 鳥取県の自然公園（海域を含まない）

区分	公園名	指定年月日	全面積 ha	県内面積 ha	特別地域					普通地域 ha	関係市町村
					特別保護地区 ha	第1種 ha	第2種 ha	第3種 ha	特別地域計 ha		
国立	大山隠岐国立公園	S11.2.1 H14.3.26 拡大	35,053	15,483	1,242	3,507	2,701	3,922	11,372	4,111	大山、溝口、 江府、岸本、 関金、東伯、 赤碕、名和、 中山、日野、 江府
	山陰海岸国立公園	S38.7.15	8,784	1,517	151	20	1,254	55	1,480	37	鳥取、福部、 岩美
	小計		43,837	17,000	1,393	3,527	3,955	3,977	12,852	4,148	
国定	比婆道後帝釈国定公園	S38.7.24	7,808	1,437	-	22	834	581	1,437	-	日南
	氷ノ山後山那岐山国定公園	S44.4.10 S58.2.9 拡大	48,803	8,579	201	806	1,216	6,356	8,579	-	岩美、国府、 八東、郡家、 若桜、智頭、 用瀬、佐治、 三朝
	小計		56,611	10,016	201	828	2,050	6,937	10,016	-	
県立	奥日野県立自然公園	S39.6.1 H6.12.1 拡大	4,823	4,823	-	-	82	789	871	3,952	日野、日南
	三朝東郷湖県立自然公園	S29.4.1 S39.6.1 拡大 H6.12.1 一部削除	15,067	15,067	-	138	329	194	661	14,406	倉吉、三朝、 東郷、羽合
	西因幡県立自然公園	S59.5.8 S62.4.28 拡大	2,155	2,155	-	-	68	40	108	2,047	気高、青谷、 鹿野
	小計		22,045	22,045	-	138	479	1,023	1,640	20,405	
計			122,493	49,061	1,594	4,493	6,484	11,937	24,508	24,553	公園面積＝ 県土面積14.0%

(2) 身近な自然の保全

○「身近な自然」の保全・再生

平成14年度

メダカ・ホタル・カブトムシなど身近な生きものが棲む田園、里山、学校等における

「身近なビオトープ」の保全・再生及び希少な野生動植物が生息・生育する森林・湿地・草原等の「貴重なビオトープ」の保全・再生に取り組む12地区の地域住民団体等の活動を支援した。

平成15年度：継続実施 (環境政策課)

表2-16 ビオトープ再生事業一覧（平成14年度）

市町村名	事業主体	事業内容
三朝町	森と川と海のフォーラム実行委員会	カジガガエル等を通じ、流域レベルの自然生態系を考えるフォーラムの開催
江府町	白馬の会	毛無山のカタクリ群落の保護・保全
	江府町希少動植物保護の会	サクラソウの生育環境の保全・再生
	せせらぎビオトープの会	多様な水生生物が生息できる環境づくり
泊村	泊小学校	メダカやトンボが棲む小川と池づくり(学校ビオトープ)
	原おやじの会	原池(県自然環境保全地域)の保全活動
米子市	米子地区環境問題を考える企業懇話会	メダカやトンボ等の水生生物が棲む池・湿地づくり
智頭町	智頭町	源流の森の保全に関するシンポジウムの開催、源流の森林の現況調査
国府町	国府町	菅野湿原(県自然環境保全地域)の保全活動
東郷町	東郷湖メダカの会	メダカの生息調査、「東郷・メダカの学校」の開催等
若桜町	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会	ハコネサンショウウオやサワガニ等が生息する溪流環境づくり、イヌワシの採餌環境の改善
日南町	日南町	サクラソウの生育環境の保全・再生
計	12団体	

【 2 生物多様性の確保と野生生物の 保護管理 】

ショウウオ保護対策の基礎資料とするため、
中・西部の河川を対象に生息調査を実施する。
(文化課)

○自然環境保全基礎調査

本県の自然環境に係る基礎的な情報を収集することを目的として、「自然環境保全法」に基づく「自然環境保全基礎調査」を環境省の委託により昭和48年度から実施している。

平成14年度は、生物多様性調査（哺乳類分布調査）の補足調査を行った。

平成15年度：廃止 (環境政策課)

○鳥獣保護区の設定、保護・管理の推進

平成14年度：鳥獣保護員39名の配置、鳥獣保護区の鳥獣の生息調査、狩猟免許試験、愛鳥週間コンクール、愛鳥モデル校の育成等を実施した。

平成15年度：継続実施 (森林保全課)

○希少野生動植物の保護

平成14年度：希少野生動植物の保護及びその生息・生育する自然生態系の保全促進を図るため、平成13年12月に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき「希少野生動植物保護基本方針」を策定し、特に保護を図る必要がある「特定希少野生動植物」として、動物8種、植物33種、合計41種を指定した。また、「保護管理事業計画」の策定及び「自然生態系保全地域」の指定に係る調査を実施した。

なお、「レッドデータブックとっとり」により、県内の絶滅のおそれのある希少野生動植物の情報提供及びその保護・保全に係る普及啓発を行っている。

平成15年度：継続実施 (環境政策課)

○「オオタカの棲む森」(仮称) づくり事業

県が取得した旧大山ビレッジ計画地において、オオタカなどの野鳥が生息しやすい環境づくりを行うための森林整備を行うとともに、野鳥観察会等を実施することで自然とのふれあいの場を提供する。

・H14年度 森林整備に係る計画検討を実施

・H15年度 森林整備を行うとともに、野鳥観察会等を実施予定 (景観自然課)

○特別天然記念物オオサンショウウオ保護対策事業(新規)

平成15年度：特別天然記念物であるオオサン

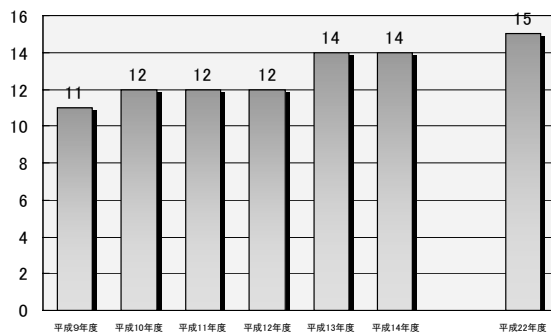
重点プロジェクト3

「多様な自然と人間との共生」指標からみた進捗状況

県内の多様な自然を適切に保全するとともに、野生生物の生息・生育の実態を明らかにし、生物多様性の確保と野生生物の保護管理に努める。

○県自然環境保全地域数

県の自然環境保全地域の指定については、貴重な自然の保護・保全を図る観点から、今後も着実に進めていく必要がある。



※ 県自然環境保全地域…原生的な森林など優れた自然環境を維持形成している区域について、県が「自然環境保全条例」に基づき指定する地域